

公益社団法人
大阪府柔道整復師会

療養費適正化理念

主催：公益社団法人 大阪府柔道整復師会
後援：一般社団法人 大阪臨床整形外科医会
公益社団法人 日本柔道整復師会

挨拶

昨年3月に開催した「大阪保険講演会」において療養費の適正化を推進するため、自ら襟を正す決意で「療養費適正化理念」を発表させていただきました。

本来、我々柔道整復師の知識と技術は地域医療に貢献し、国民、府民の健康増進に寄与するべきものであるにもかかわらず、一部の心無い柔道整復師により信頼を失墜しかねない状況にあると言っても過言ではありません。

この様な中、厚生労働省の療養費検討専門委員会において療養費の適正化に向けた大きな制度改革が検討され、平成29年10月に「柔道整復師の施術に係る療養費について」等の一部改正が行われました。

今回の改正の根底には、柔道整復療養費の不正請求問題が注視される中、国が大切な財源である医療費を守るため、行政、保険者、施術者が一体となり業界の存続をかけ実現されたものであります。

しかし、本会では国が着手する以前より業界の存続を危惧し、国家資格を持ち地域医療の一翼を担う本会会員に、質の向上と倫理観の徹底を訴え続けた結果業界のリーダーとして適正化を行うのは当然であるとの多くの会員の賛同をいただき、いち早く「療養費適正化理念」を発表いたしました。

今後は、会員一同、一丸となり「療養費適正化理念」を推し進め国民、府民に良質な医療を提供し、地域医療に貢献する公益社団を目指して参りますので、今後ともご理解、ご支援の程よりしくお願いいたします。

平成29年10月

公益社団法人 大阪府柔道整復師会
会長 徳山 健司

理 念

- 一・大阪府柔道整復師会会員は、柔道整復業にあたって営利を目的としない。
- 一・負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。
- 一・療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。
- 一・違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。
- 一・往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

大阪府柔道整復師会会員は、
柔道整復業にあたって営利を目的としない。

大阪府柔道整復師会は、平成23年1月、公益社団法人
に認定されました。

大阪府柔道整復師会は、柔道整復師のための団体で
はなく、公益のための団体です。

すべては府民のために。

限りある保険財源、少子高齢化、療養費のビジネス化、
反社会的勢力の関与。業界自ら、療養費の適正化に取り
組むのは非常に勇気が要ることです。

しかし、公益社団として、府民のために取り組まなけ
ればなりません。

これは大阪府柔道整復師会の義務です。

柔道整復師の使命は、患者を治すこと。

誰のための柔道整復業なのかを見つめ直します。

会員と共に、柔道整復師のあるべき姿を目指します。
請求額の高い会員(上位4%)に対し、請求内容を確認し
ます。

会員が胸を張って柔道整復師と名乗れる大阪を目指
します。

負傷の徴候の認められない患者への医科受診指導を促進する。

近年、接骨院・整骨院の乱立、過当競争が激化しています。その結果、起こってはならない「患者の抱え込み」が起きている。

柔道整復術は決して万能ではない。

医科を受診すべき患者さんが来院することもあります。

患者さんを抱え込むための理屈を並べるのはもうやめましょう。患者さんのために、医科受診を促すことも時には必要です。

本来、やって当たり前のことが出来ていない。やらなければならないことが出来ていない。これは柔道整復師が受け止めねばならない現実です。

患者さんに負傷の徴候が認められない場合は、初検料のみを算定することとなっています。毅然と患者さんに医科受診を促し、堂々と初検料のみを算定する。

まずはここから、療養費の適正化を進めて行きます。

初検料のみの申請書の件数・割合を公表し、その割合を向上させます。

会員への周知徹底を図り、会員ごとの請求件数・請求内容を把握、指導します。医師への紹介用様式を再整備し、スムーズな医科受診を目指します。

「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」(抜粋)

第2の6 患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合は、初検料のみ算定できること。

療養費の不正請求排除に向け、療養費適正化特別対策班を設置する。

水増し請求、架空請求は明らかな犯罪であり、詐欺行為です。施術が不要な部位に施術をして、療養費を請求するのも不正請求です。療養費支給申請書、施術録への虚偽記載も決して許されることではありません。

不正請求は1円たりとも許さない。

大阪府柔道整復師会は敢えて、柔道整復師の襟を正すための組織を設置します。タブーを恐れているのは適正化は進みません。これも、やって当たり前のことなのです。

これまでも府民から苦情や通報が寄せられることがありました。そのための相談窓口を設置し、保険者からの相談にも対応します。

不正請求に厳正に対処するのは公益社団法人としての責務です。

療養費適正化特別対策班は、本会役員及び外部アドバイザーで構成します。不正請求の疑い・情報提供があれば独自に調査を行い、適切に対処します。

府民、保険者、その他関係者に向けた相談窓口を設置します。対応状況については、個人情報に留意し定期的にホームページ上で公開します。

違法広告に関する指導を強化し、監督官庁への通報制度を設ける。

街を歩けば様々な違法看板に出くわします。

各種保険取扱い、交通事故、骨盤矯正、姿勢改善…。

それが当たり前だと思っていませんか。いかにして
広告で集客するかを目指していませんか。

それは違法広告です。

間違った広告は、間違った情報を与え、患者さんの誤
解につながります。接骨院・整骨院は保険の使えるマッ
サージ店ではありません。患者さんがそう思ってし
まっているのであれば、それは私たちの責任です。

違法な広告を患者さんが敬遠するようにならなけれ
ばならない。

会員への指導を強化するとともに、府民や保険者か
らの情報に基づき、監督官庁への情報提供を行います。
同時に、府民への啓発を図り、正しい情報の広報に努め
ます。

会員に対し、看板・広告物の適正化を指導します。

違法広告に関する監督官庁への情報提供を実施し、
その内容等について公表します。

公益事業として府民に対する情報提供にも取り組み
ます。

往療料の適正な算定基準について会員に指導する。

往療料は、患者さんが真に安静を必要とするやむを得ない理由のある時に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できるものです。

分かりにくければ、お医者さんの『往診』をイメージしてください。安静を必要とする、自力では来院できない患者さんからの求めに応じて往診します。その日、求めがあって初めて往診します。求めがあったとしても、その患者さんが来院可能な状況であれば算定できません。定期的に患者さんのところへ訪問するのは訪問診療です。往診と訪問診療は別のものです。

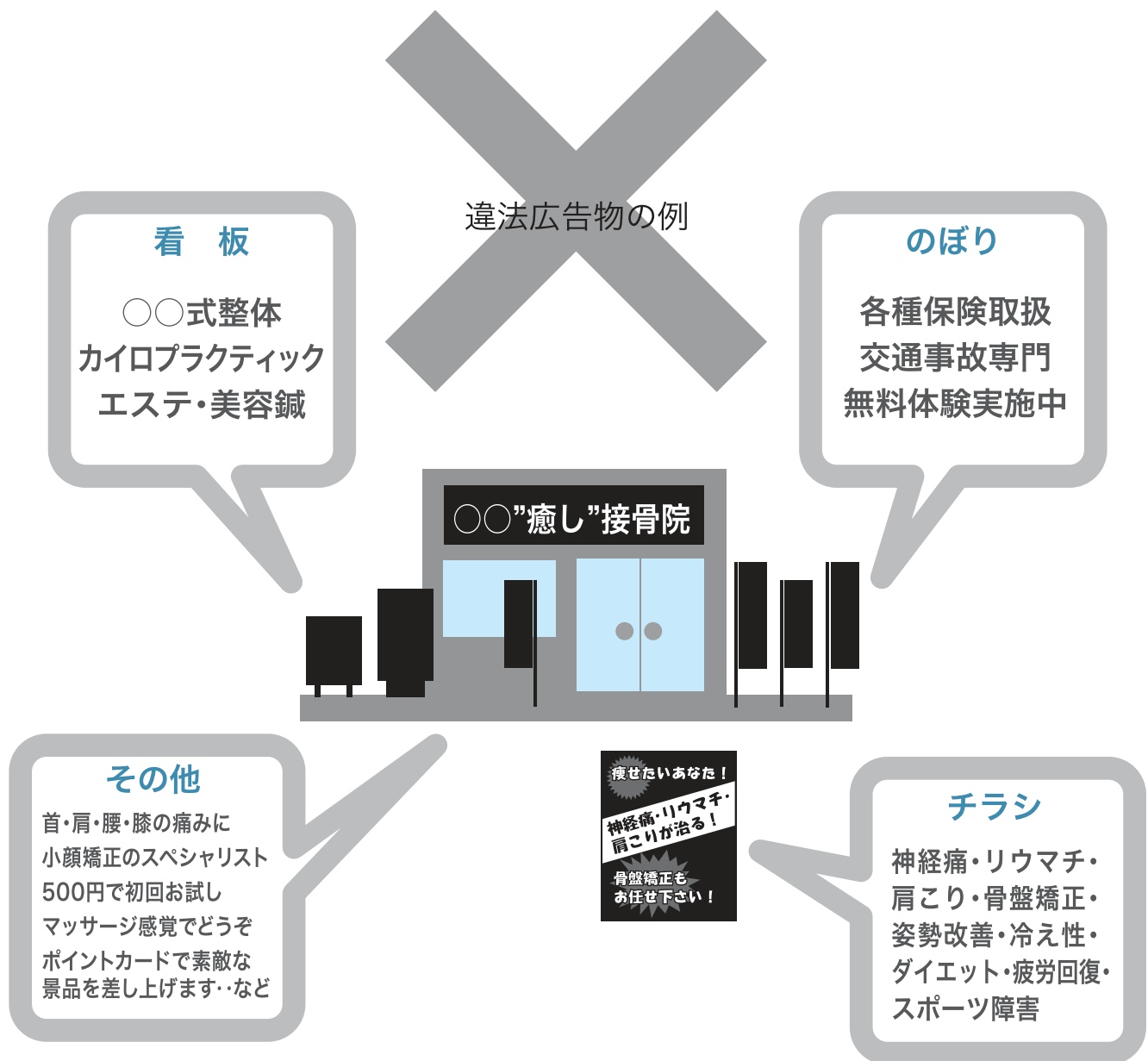
療養費の往療料は、医科における往診料と原則として同義です。

数年前、大阪でも訪問マッサージチェーンによる不正請求報道がありました。緊急ではない訪問施術にも関わらず、往療料を算定するのは不正請求です。患家の求めがないにも関わらず、往療料を算定するのも不正請求です。マッサージ、鍼灸、柔道整復、いずれも条件は変わりません。

柔道整復においても往療料の不正請求が蔓延しないうちに、適正な説明・指導を進めます。

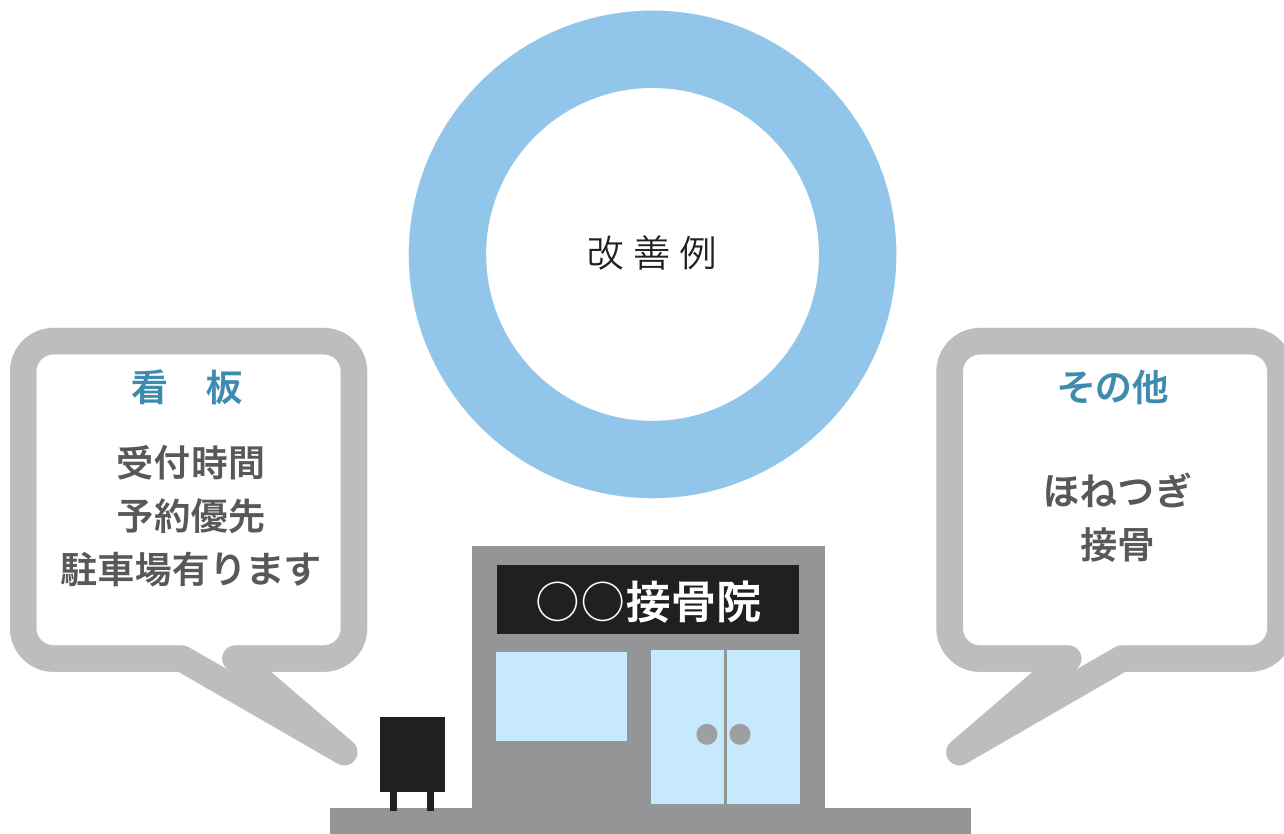
「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」(抜粋)

第3の2 往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できないこと。



上記の例のように、適応症や施術の方法、柔道整復以外の医業類似行為、その他メッセージ等の掲示は、全て違法な広告となります。

過当競争により、ルールもモラルもなくなってしまっている現状を受け入れてはいけません。違法広告物は、「私は柔道整復師法を守っていない柔道整復師です」と宣伝しているのと同じことなのです。



「柔道整復師法」(抜粋)

第二十四条

柔道整復の業務又は施術所に関しては、何人も、文書その他いかなる方法によるを問わず、次に掲げる事項を除くほか、広告をしてはならない。

- 一 柔道整復師である旨並びにその氏名及び住所
- 二 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
- 三 施術日又は施術時間
- 四 その他厚生労働大臣が指定する事項
 - ほねつぎ(又は接骨)
 - 柔道整復師法第19条1項前段の規定による届出をした旨
 - 医療保険療養費支給申請ができる旨(脱臼又は骨折の患部の施術に係る申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
 - 予約に基づく施術の実施
 - 休日又は夜間における施術の実施
 - 出張による施術の実施
 - 駐車設備に関する事項

(※平成11年3月29日厚生省告示第70号にて指定)

- 2 前項第一号及び第二号に掲げる事項について広告をする場合においても、その内容は、柔道整復師の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたってはならない。

第三十条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 五 第二十四条の規定に違反した者

大阪府柔道整復師会 療養費適正化特別対策班

☎ 06-6444-4151
tekiseika@osaka-jyusei.or.jp

◆ 問い合わせ・ご相談内容 ◆

療養費の不正請求の疑いに関すること全般

※保険者様からのご相談にも対応いたします。

※医科・歯科・調剤等の医療費・治療内容に関する
ご相談等には対応いたしかねます。

※対応状況等は、下記にて定期的に公表します。

<http://www.osaka-jyusei.or.jp/tekiseika/>



公益社団法人 大阪府柔道整復師会

〒550-0004

大阪府大阪市西区靱本町 3 丁目 10 番 3 号

☎ 06-6444-4151 Fax 06-6444-4166

E-mail ojta@osaka-jyusei.or.jp